

「住居確保給付金」と「総合支援資金」を利用した住宅確保の手続き

～ 住 居 を な く さ れ た 離 職 者 等 の 方 へ ～

I 対象者の要件

1. 住居確保給付金の支給要件

住居確保給付金は、申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である（疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は4年以内）またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である（収入には、公的給付を含む）

世帯人数	基準額	家賃基準額	収入基準額
1人	86,000 円	32,300 円	118,300 円
2人	124,000 円	39,000 円	163,000 円
3人	147,000 円	42,000 円	189,000 円
4人	175,000 円	42,000 円	217,000 円
5人	209,000 円	42,000 円	251,000 円
6人	242,000 円	45,000 円	287,000 円
7人	275,000 円	50,400 円	325,400 円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	51.6 万円
2人	74.4 万円
3人	88.2 万円
4人以上	100 万円

- ⑥ ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等または自立に向けた活動を行うこと
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

2. 総合支援資金の貸付要件

総合支援資金は、失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計改善支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当する世帯が対象となります。

- ① 低所得世帯（市町村民税非課税程度）であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている
- ② 借入申込者の本人確認が可能である（※ 1）
- ③ 現に住居を有していること、又は住居確保給付金の申請を行い住居の確保が確実に見込まれる
- ④ 社会福祉協議会及び関係機関（ハローワーク等）の支援を受けることにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還（返済）を見込める
- ⑤ 雇用保険の失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費をまかなうことができない（※ 2）
- ⑥ 本人及び世帯に属する方が暴力団員でない

※ 貸付けに際しては、原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。

※ 1 ②について、緊急一時施設等に入所された方が退所し、住宅を確保する場合には、個別に審査の上、貸し付けを受けられる場合もあります。

※ 2 ⑤について、職業訓練受講給付金のうち、通所手当のみ又は寄宿手当のみ支給される場合は、個別に審査の上、貸し付けを受けられる場合もあります。

II 手続きの流れ

【1. 住居確保給付金の支給申請】

- ・必要書類(下記Ⅲの 1 参照)を添えて、住居確保給付金の申請書を三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）に提出してください。
- ・三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）からは、申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が配布され

ます。

※住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、三田市社会福祉協議会に住居確保給付金の申請書の写しを提示することによって、臨時特例つなぎ資金の借入申込みを行うことができます。

【2. 入居予定住宅の確保】

- ・不動産業者等に住居確保給付金の申請書の写しを提示し、住居確保給付金の支給決定等を条件に当該不動産業者等を介して入居可能となる賃貸住宅を探してください。賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体（三田市）の地域内です。
- ・敷金や礼金などの入居初期費用については、社会福祉協議会の総合支援資金貸付(住宅入居費)の申請予定であることを不動産業者等に対して伝えてください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載及び交付をしてもらいます。

【3. ハローワーク等での求職等申込】

ご自身にあった求職活動を行うために必要な相談先へ手続きをしてください。

ハローワーク等での求職活動を行う場合

- ・ハローワークに求職の申し込みを行い、求職受付票（ハローワークカード）の発行を受けます。
- ・自治体または自治体から委託を受けて無料で職業紹介を実施する事業所に求職の申し込みを行います。

経営相談等による自立に向けた活動を行う場合

- ・三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）から、経営相談先の役割について説明を受け、経営相談先へ事前相談を行います。その相談内容を三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）へ報告し、経営相談先へ相談申し込みを行います。

【4. 住居確保給付金の確認書類の提出】

- ・不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」及びハローワーク窓口から発行を受けた「求職受付票(ハローワークカード)」の写しを三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）に提出してください。
- ・無料職業紹介の窓口の名称または経営相談先の名称を確認してください。

【5. 住居確保給付金の審査】

- ・住居確保給付金の申請に必要な書類が整うと、三田市において支給の審査が行われます。
- ・審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、三田市生活安心サポートセンター（自立相談支

援機関) から「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、同時に「住宅確保報告書」が配布されます。

※受給資格なしと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されますので、不動産業者等に対して、住居確保給付金が不支給であったことにより賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

【6. 総合支援資金貸付(住宅入居費・生活支援費)の借入申込み】

- ・敷金・礼金等の資金として総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みを行うため、三田市社会福祉協議会の担当窓口にて、必要書類(下記Ⅲの2参照)を添えて、「総合支援資金借入申込書」を提出してください。
- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて総合支援資金(生活支援費)の借入申込みも行ってください。
- ・社会福祉協議会の担当窓口からは、「総合支援資金借入申込書の写し(受理印を押印)」の発行を受けてください。
- ・申請書の提出を行うと、社会福祉協議会は貸付けの審査を開始しますが、この後手続きを進めていく中で、住宅入居費の場合は「賃貸契約書の写し」を、生活支援費の場合は「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を、それぞれ社会福祉協議会に提出する必要があります(8および12を参照)。

※ なお、「総合支援資金貸付」には「一時生活再建費」という貸付費目もあります。

【7. 賃貸借契約の締結】

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の記載・発行を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書の写し」「総合支援資金借入申込書の写し」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。
- ・この賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。

【8. 総合支援資金貸付(住宅入居費)の確認書類の提出】

- ・契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会窓口にて提出してください。
- ・審査を経て総合支援資金(住宅入居費)の貸付が決定されると、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

【9. 入居手続き】

- ・住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

【10. 住居確保給付金支給の決定】

- ・住居確保給付金については、既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）に提出する必要があります。
- ・これを提出すると三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）から「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、ハローワーク等での求職活動を行う場合は「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」、自立に向けた活動を行う場合は、「自立に向けた活動計画」、「自立に向けた活動状況報告書」が配布されます。
- ・住居確保給付金は、原則、三田市から不動産業者等に直接振り込まれます。ただし、クレジットカードや納付書、家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定されている場合は、申請者に振り込むことも可能です。

【11. 不動産業者等への住居確保給付金支給決定の報告】

- ・不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。

【12. 社会福祉協議会への住居確保給付金支給決定の報告】

- ・社会福祉協議会窓口に対しても「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。

【13. 総合支援資金(生活支援費)の借用書の提出】

- ・総合支援資金(生活支援費)の審査が通ると、貸付決定が通知されます。
- ・これを受けて総合支援資金(生活支援費)の借用書を社会福祉協議会窓口に出した後、総合支援資金(生活支援費)が振り込まれます。

【14. 求職活動】

ハローワーク等での求職活動を行う場合

- ・住居確保給付金受給期間中は、毎月2回以上ハローワークの職業相談を受け、「職業相談確認票」に所定の記載を受ける必要があります。
- ・また、毎月4回以上、三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）の支援員等の面接等支援を受けるとともに、原則週1回以上、求人先に応募等を行い、三田市生活安心サポートセンターに「職業相談確認票」を提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」などにより報告してください。
- ・さらに、三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。
- ・常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を三田市生活安心サポートセンターへ提出してください。また、

社会福祉協議会にも、就職した旨を連絡して下さい。

- ・この届出（添付書類含む）により、収入基準額以上の収入となる場合には、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止されます。

経営相談等による自立に向けた活動を行う場合

- ・経営相談先からの助言を受けて、「自立に向けた活動計画」を作成します。
- ・また、毎月4回以上、三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）の支援員等の面接等支援を受けるとともに、原則月1回以上、経営相談先から面接等の支援及びその他の自立に向けた活動を行い、その活動状況を「自立に向けた活動状況報告書」などにより報告してください。
- ・経営相談を利用中、ハローワーク等での求職活動を行うよう助言があった場合は、速やかに三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）に報告し、ハローワーク等での求職活動を行ってください。
- ・自立に向けた活動により、収入基準額以上の収入となる場合には、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止されます。

Ⅲ 手続きに必要な書類

1. 住居確保給付金の支給申請に必要な書類

① 住居確保給付金支給申請書

② 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等

③ 次のいずれかの書類の写し

- （1）離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

※疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は、その事情があったことを証明する書類の写しを添付してください。

- （2）申請日においてやむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し（勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表や注文主からの発注の取り消し等が確認できる書類）

④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金や福祉手当等を受けている場合はその支給額がわか

る書類

- ⑤ 申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ ハローワークでの求職活動を行う申請者は、ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し

2. 住居確保給付金を利用する場合の総合支援資金の借入申込みに必要な書類

- ① 顔写真入りの身分証明書
- ② 世帯全員分が記載された住民票（個人番号が記載されていないもの）
- ③ 住居確保給付金支給決定通知書または住居確保給付金支給対象者証明書
- ④ 県民税・住民税課税証明書（18歳以上の世帯全員分、連帯保証人分）
- ⑤ 三田市生活安心サポートセンター（自立相談支援機関）での相談支援状況等がわかる関係書類
- ⑥ 入居予定住宅に関する状況通知書
- ⑦ 不動産賃貸契約に関する重要事項説明書
- ⑧ 不動産賃貸契約書（契約完了後で可）
- ⑨ その他、社会福祉協議会が必要とする書類

～お問い合わせ先～

三田市生活安心サポートセンター

住所:三田市川除 675 番地
(総合福祉保健センター1 階)

TEL : 079-550-9081

FAX : 079-559-5704